

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポおもてな SHIGA エリア企画・運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポおもてな SHIGA エリア企画・運営等業務委託

2 履行期限

令和7年12月26日（金）

3 おもてな SHIGA エリアの目的

- (1) 全国から来県される各選手団や大会関係者等の多くの方々をおもてなしの心であたたかく迎え、交流の輪を広げる。
- (2) 滋賀らしい豊かな自然や歴史・文化、それらに育まれた食などの様々な魅力を体感いただくことで、両大会終了後も本県への関心を持ち、本県とのつながりや交流を望む「滋賀ファン」を増やす。

4 おもてな SHIGA エリアの設置場所および設置期間

- (1) 彦根総合スポーツ公園（両大会の開・閉会式会場）おもてな SHIGA エリア

①設置場所 彦根総合スポーツ公園（滋賀県彦根市松原）

②設置期間

ア わた SHIGA 輝く国スポ 令和7年9月28日（日）、10月3日（金）～8日（水）

※9月29日（月）～10月2日（木）は競技がないため、おもてな SHIGA エリアは閉鎖。

イ わた SHIGA 輝く障スポ 令和7年10月25日（土）～27日（月）

③開設時間 別添1のとおり。

ただし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）は必要に応じて開設時間を変更できるものとする。

- (2) わた SHIGA 輝く国スポ県運営競技会場おもてな SHIGA エリア

①設置場所 2市2会場（詳細は下表のとおり。）

②設置期間 下表のとおり。

③開設時間 原則午前9時から午後5時

ただし、県実行委員会は各競技会場の競技会スケジュールに合わせて開設時間を変更できるものとする。

設置場所	設置期間
ラピュタボウル彦根（彦根市） 【ボウリング】	令和7年9月29日（月）～10月3日（金）

滋賀県希望が丘文化公園（野洲市） 【ラグビーフットボール】	令和7年10月3日（金）～7日（火）
----------------------------------	--------------------

(3) わた SHIGA 輝く障スポ競技会場おもてな SHIGA エリア

①設置場所 11市1町14会場（詳細は下表のとおり。）

②設置期間 下表のとおり。

③開設時間 原則午前9時から午後5時

ただし、県実行委員会は各競技会場の競技会スケジュールに合わせて開設時間を変更できるものとする。

設置場所	設置期間		
	10/25 (土)	10/26 (日)	10/27 (月)
滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）（大津市） 【バスケットボール（知）、車いすバスケットボール（身）】	○	○	
ラピュタボウル彦根（彦根市） 【ボウリング（知）】	○	○	
長浜バイオ大学ドーム（滋賀県立長浜ドーム）（長浜市） 【フットソフトボール（知）】	○	○	
近江八幡市立運動公園体育館（近江八幡市） 【バレーボール（身）】	○	○	
インフロニア草津アクアティクスセンター（草津市立プール） （草津市）【水泳（身・知）】	○	○	
草津市立総合体育館（草津市） 【バレーボール（精）】	○	○	
野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）（守山市） 【サッカー（知）】	○	○	○
甲賀市水口スポーツの森（甲賀市） 【フライングディスク（身・知）】	○	○	○
甲賀市水口体育館（甲賀市） 【ボッチャ（身）】	○	○	
野洲市総合体育館（野洲市） 【卓球（身・知・精）※サウンドテーブルテニス（身）を含む】	○	○	
湖南市総合体育館（湖南市） 【バレーボール（知）】	○	○	
高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド（高	○	○	

島市)【ソフトボール (知)】			
東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド (東近江市) 【グラウンドソフトボール (身)】	○	○	
愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド (愛荘町) 【アーチェリー (身)】		○	

- ※ (身) …身体障害者出場競技
(知) …知的障害者出場競技
(精) …精神障害者出場競技

5 業務内容

(1) 彦根総合スポーツ公園おもてな SHIGA エリア

① 出店・休憩エリア運営業務

ア 出店者管理

(ア) 県実行委員会が公募した出店希望者の中から出店者の選定(出店希望者が不足する場合は出店者の補充も含む)および各種調整(出店許可申請内容の確認、出店配置の調整および決定、出店者一覧の作成、納入通知書・出店許可書・従事者用IDカード・駐車許可証などの送付、搬入・搬出に係る調整等)を行うこと。

また、出店者への選定および出店配置の決定にあたっては県実行委員会と協議の上、決定すること。

(イ) 出店にあたり、関係機関(県警、消防署、保健所、税務署等)との連絡調整および必要な申請、届出の手続き等を行うこと。

(ウ) 出店者に対して出店者説明会および食品衛生講習会を行うこと。

また、説明会および講習会の開催にあたっては、出店者への案内文の作成および発送を行うこと。

イ 出店・休憩エリア運営

(ア) 出店・休憩エリア責任者およびスタッフを配置し、来場者と出店者の安全を第一に確保できる体制で円滑に運営を行うこと。

(イ) 出店者等の搬入・搬出作業時の誘導・交通整理、広場混雑時の来場者誘導等を行い、来場者等の安全確保を図ること。

(ウ) 出店・休憩エリアの運営時間の管理を行うこと。

(エ) 出店者の名入り吊看板(W900mm×H300mm)を制作し、会場整備業者が設置するパイプテント(2K×3K)に適切に取り付けること。

また、出店者の入れ替わりや気象状況等、必要に応じて掛け替えるとともに、おもてな SHIGA エリア設置期間終了後に撤去すること。

(オ) 出店・休憩エリアの日別のレイアウト図(出店者配置図)を作成し、データをCD-R等により納入すること。

(カ) 出店者、実施本部員、運営ボランティア等が各式典などの様子を観覧できるよう、各休憩所に映像表示装置（基準品：TH-47LFX60J）を1台ずつ設置し、中継すること。

また、当該映像表示装置において、県実行委員会が提供する本県のPR映像等を適宜表示すること。

(キ) 来場者へのおもてな SHIGA エリアの案内、式典会場への誘導などに使用する屋外スピーカーを設置すること。設置にあたっては、近隣住民の生活環境への支障のない位置を検討し、県実行委員会と協議すること。

(ク) その他出店・休憩エリア内で実施する企画等については、県実行委員会と事前に協議のうえ決定した内容で運営すること。

ウ マニュアル作成

(ア) 受託者が配置するスタッフ用の業務マニュアルを作成し、全スタッフへ配布すること。

(イ) 出店者用のマニュアルを作成し、県実行委員会が指定する部数を用意すること。
また、上記ア（ウ）の出店者説明会は同マニュアルにより行うこと。

(ウ) 上記（ア）および（イ）のマニュアル作成にあたっては、県実行委員会と協議の上その内容を決定し、データをCD-R等により納入するものとする。

② 看板等の制作、設置および撤去業務

広場案内看板等を制作し、県実行委員会が指示する場所への設置・撤去を行うこと。

③ ゴミ処理業務

ア 令和7年10月3日（金）から10月7日（火）は、おもてな SHIGA エリア内からゴミ集積所に集められたゴミを、毎日、広場運営終了後に回収すること。

イ 上記アのゴミは、法令等に従い適切に処理すること。

④ トイレ等清掃業務

令和7年10月3日（金）から10月7日（火）は、おもてな SHIGA エリア内に設置されたトイレの定期巡回清掃、緊急の清掃要請対応、消耗品補充等を行うこと。

⑤ 傷病発生時の対応

令和7年10月3日（金）から10月7日（火）は、おもてな SHIGA エリア内での傷病発生時に必要な措置・対応をとること。

⑥ 夜間警備業務

9月28日（日）の広場運営終了後（夜）から10月8日（水）の広場運営開始前（朝）まで、おもてな SHIGA エリアの夜間警備を行うこと。

⑦ リユース食器借上げ業務

リユース食器の借上げに係る調整や手続きの一切を行うこと。

(2) わた SHIGA 輝く国スポ県運営競技会場・わた SHIGA 輝く障スポ競技会場おもてな SHIGA エリア

① 出店・休憩エリア運営業務

ア 出店者管理

(ア) 県実行委員会が公募した出店希望者の中から出店者の選定（出店希望者が不足する場合は出店者の補充も含む）および各種調整（出店許可申請内容の確認、出店配置の調整および決定、出店者一覧の作成、納入通知書・出店許可書・従事者用 I Dカード・駐車許可証などの送付、搬入・搬出に係る調整等）を行うこと。

また、出店者への選定および出店配置の決定にあたっては県実行委員会と協議の上、決定すること。

(イ) 出店にあたり、関係機関（県警、消防署、保健所、税務署等）との連絡調整および必要な申請、届出の手続き等を行うこと。

(ウ) 出店者に対して出店者説明会および食品衛生講習会を行うこと。

また、説明会および講習会の開催にあたっては、出店者への案内文の作成および発送を行うこと。

イ 出店・休憩エリア運営

(ア) 出店・休憩エリア責任者を配置し、来場者と出店者の安全を第一に確保できる体制で円滑に運営を行うこと。

(イ) 出店者等の搬入・搬出作業時の誘導・交通整理、広場混雑時の来場者誘導等を行い、来場者等の安全確保を図ること。

(ウ) 出店・休憩エリアの運営時間の管理を行うこと。

(エ) 出店・休憩エリアの日別のレイアウト図（出店者配置図）を作成し、データを CD-R 等により納入すること。

(オ) 県実行委員会を選定した「ふるまい」（滋賀県の郷土料理等の提供）の協力団体による出店を含め、運営を行うこと。

(カ) その他出店・休憩エリア内で実施する企画等については、県実行委員会と事前に協議のうえ決定した内容で運営すること。

ウ マニュアル作成

(ア) 両大会の概要や競技会場別の開設スケジュール、位置図、業務内容、業務実施にあたり注意すべき特記事項等を記したスタッフ・出店者共通のマニュアルを作成し、受託者が配置する人員に加え、出店者にも配布して共有すること。

(イ) 上記ア（ウ）の出店者説明会は同マニュアルにより行うこと。

(ウ) 上記（ア）のマニュアル作成にあたっては、県実行委員会と協議の上その内容を決定し、データを CD-R 等により納入するものとする。

(4) 集客のための広報業務

おもてな SHIGA エリアの案内チラシを、県実行委員会が指示する部数作成し、一部を指定する宛先へ送付すること。

また、県実行委員会ホームページ等掲載用にチラシの PDF データを同時に制作し、

県実行委員会に提出すること。

6 制作物の校正等

受託者がデザインを提案する各種マニュアルや看板等の制作物については、県実行委員会へデータを提出し、校正または確認を受けること。

7 業務実施体制

- (1) 本業務委託を指揮する総括責任者を配置すること。
- (2) 総括責任者は統括的に全体状況を把握し、県実行委員会と常に連絡が可能な連絡体制および通信手段を確保すること。
- (3) 業務遂行に必要な人員および指揮系統を記した業務実施体系図および人員配置計画を作成し、提出すること。
- (4) 荒天や天災等の自然災害や食中毒等の緊急事案発生時の対応策を提出すること。
- (5) 広場の運営について、事故、トラブルおよび苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに県実行委員会に報告すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、統一したスタッフユニフォームを着用すること。

8 業務報告書の作成

おもてな SHIGA エリアにおける日毎の来場者数、出店者売上、記録写真、その他特記事項等を記した業務報告書を作成し、業務完了後に速やかに提出すること。

9 特記事項

- (1) 企画の提案にあたっては、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ おもてな SHIGA エリア基本計画」の設置目的等に沿った内容とすること。
- (2) 両大会におけるマスコットやロゴマーク等の電子データは、契約締結後、県実行委員会から提供するものとする。
なお、マスコット等の使用にあたっては、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等使用取扱規程」等を遵守すること。
- (3) 制作物の素材に含まれる第三者の著作権、その他の全ての権利についての交渉等は受託者が行うこととする。
なお、交渉等に要する経費は本業務費用に含まれるものとする。
- (4) 本業務の実施により作成される制作物（成果品）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）については、納品の確認をもって、全て県実行委員会へ譲渡するものとする。
- (5) 受託者は、本業務契約終了後においても本業務の遂行及び本業務における制作物（成果品）に対する著作者人格権の行使を行わないものとする。

- (6) 本業務の遂行に際して知り得た情報については、事前に県実行委員会の書面による承諾を得ることなく、他の目的での利用、第三者もしくは当業務に携わる人員以外の者に開示、漏えいしてはならない。

なお、本業務に関する秘密保持は、本業務契約終了後もその効力を有する。

- (7) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）およびその他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

10 不当要求行為に係る報告・通報

- (1) 受託者は、契約の履行にあたり、滋賀県暴力団排除条例第2条に定義される暴力団等から不当な要求行為を受けたときは、速やかに県実行委員会へ報告するとともに、警察署に通報しなければならない。
- (2) 受託者は、暴力団等に不当要求を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県実行委員会に履行期間の変更を請求することができる。

11 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの中止等が決定した場合の対応

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの両方またはどちらかを中止、一部中止、規模縮小した場合の業務内容および委託額の取扱いについては、県実行委員会と協議の上、決定すること。
- (2) 県実行委員会が本業務委託の精算に係る事務を行う際の参考とするため、受託者は中止等が決定するまでの間に実施した業務に係る費用について積算したものを、県実行委員会の指示する日時までに提出すること。

12 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、県実行委員会と緊密な連絡をとり、その指示に従うとともに、県実行委員会からの企画等に関する相談や協議に応じること。
- (2) 各種制作物の内容やデザイン等については、県実行委員会と協議すること。
- (3) 本仕様書に明示のない事項または本仕様書により難しい事項については、その都度、県実行委員会と協議の上、業務を進めること。
- (4) 県実行委員会が解散した場合、契約に基づく当該成果品に関する権利は、滋賀県に承継されるものとする。